（郵送送付先）〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号名古屋合同庁舎第２号館　中部地方整備局総務部契約課調査係（期日までに必着すること。）

（電子メール送付先）

cbr-shikaku@mlit.go.jp

電子メールで送付した場合、送付した旨を電話にて下記に連絡すること。電子メール送付時の件名は「特定ＪＶ申請書」（○○工事）とすること。

（電子メール送付後　連絡先）中部地方整備局総務部契約課調査係　電話052―953―8138

① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

② ７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（「入札公告（建設工事）」（令和３年４月15日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式３）

⑶ 申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については令和２年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）を確認した上で特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。なお、１に示す工事のうち、複数の工事に特定建設工事共同企業体としての資格を申請する場合、構成員の組合せ及び代表者は、同一でなければならない。また、いずれかの工事に特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合、その構成員は、いずれの工事にも単体有資格業者として入札に参加することはできない。

① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、経常建設共同企業体は、構成員として認めない。

② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和３年５月11日において次の要件を満たすものとする。

① 平成18年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実勢を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

【企業】

同種工事：次の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒の工事は同一橋梁であること。

㋐ 道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。

㋑ 橋梁形式が下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式　適否適否　単純桁△連続桁○

注）△：鋼床版単純桁は認めるものとする

２）断面形式　適否適否　鈑桁×箱桁○　鈑桁（鋼床版）○箱桁（鋼床版）○

３）構造形式　適否適否　桁橋○ラーメン橋○

㋒ 最大支間長が45m以上であること。

【技術者】

同種工事：次の㋓から㋔の要件をすべて満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。ただし、㋓から㋔の工事は同一橋梁であること。

㋓ 道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。

㋔ 橋梁形式が下記の１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式　適否適否　単純桁△連続桁○

注）△：鋼床版単純桁は認めるものとする

２）断面形式　適否適否　鈑桁×箱桁○　鈑桁（鋼床版）○箱桁（鋼床版）○

３）構造形式　適否適否　桁橋○ラーメン橋○

② 当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７⑴①の認定（７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴①の認定を受けていない構成員が７⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、７⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。